第1回岸和田市スマートシティ推進協議会

〈資料〉

次第

1. 開会の挨拶
2. 岸和田市がめざすスマートシティ
3. 基調講演：岸和田のスマートシティに期待すること
4. 岸和田市スマートシティ推進協議会の設立
5. 令和6年度の活動状況、令和7年度の活動方針
6. 閉会の挨拶

令和7年3月5日（水）
10：00～12：00
岸和田市役所　職員会館2階　大会議室

本日の次第

■ 2025年3月5日(水) 10:00～12:00(2.0h)

時間	プログラム	登壇者	所要時間
10:00 10:05	開会の挨拶	岸和田市総合政策部企画課　課長 田中　浩二	5分
10:05 10:15	岸和田市がめざすスマートシティ	岸和田市総合政策部企画課　課長 田中　浩二	10分
10:15 10:55	【基調講演】岸和田のスマートシティに期待すること	大阪公立大学 学長補佐・大学院情報学研究科 教授　阿多 信吾様	40分
	（休憩）		
11:00 11:15	岸和田市スマートシティ推進協議会の設立 設立趣旨説明／会員紹介／規約の承認	会長職務代理 株式会社インテック様 株式会社Y4.com様 株式会社地域創生Coデザイン研究所様	15分
11:15 11:55	令和6年度の活動状況、令和7年度の活動方針	株式会社インテック様 株式会社Y4.com様 株式会社地域創生Coデザイン研究所様	40分
11:55 12:00	閉会の挨拶	岸和田市総合政策部企画課　課長 田中　浩二	5分

1. 開会の挨拶

岸和田市総合政策部企画課　課長　田中　浩二

2. 岸和田市がめざすスマートシティ

岸和田市総合政策部企画課　課長　田中　浩二

2. 岸和田市がめざすスマートシティ

日本においてスマートシティに期待される役割

令和4年6月に、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会をめざし、デジタル田園都市国家構想基本方針が定められました。基本方針では、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を積極的に推進していくという考え方です。

デジタルによる社会課題の解決

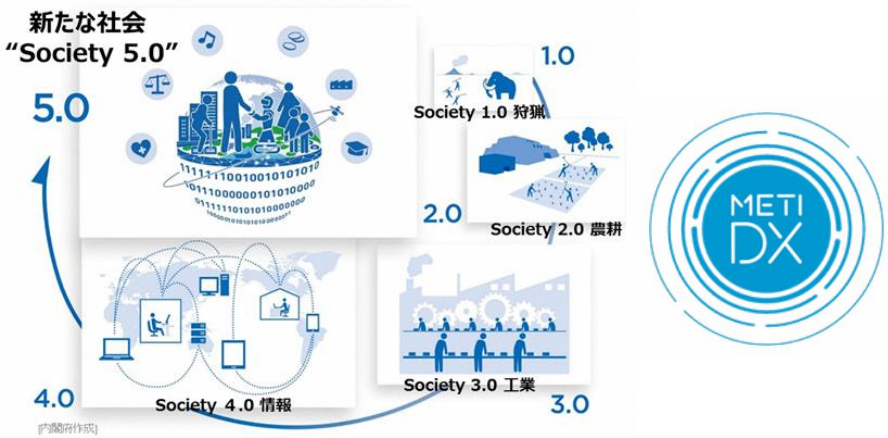

出典：内閣府「Society5.0」ホームページ、経済産業省「自治体のDXに関する取組について」

- ✓サイバー空間とフィジカル空間の融合による持続可能かつ強靭な社会への変革
- ✓ビッグデータの活用による高度かつ効率的な取組の創出

SDGsに示される社会課題と持続可能な社会の達成

出典：国際連合広報センターホームページ

- ✓スマートシティやSDGsは、ともに持続可能な都市を実現する取組
- ✓環境負荷の低減、暮らしの質の向上、経済・地域活性化、誰もが暮らしやすい社会の実現

本市におけるスマートシティ推進に向けて

令和4年12月、次の“新・岸和田”づくりをめざし、安心していつまでも住み続けることができる、個性豊かで魅力的なまちであるための基本理念として「笑顔にあふれ、誰もが“幸せ”を感じる都市」の実現を掲げ、将来ビジョン・岸和田（総合計画）を策定しました。

出典：将来ビジョン・岸和田

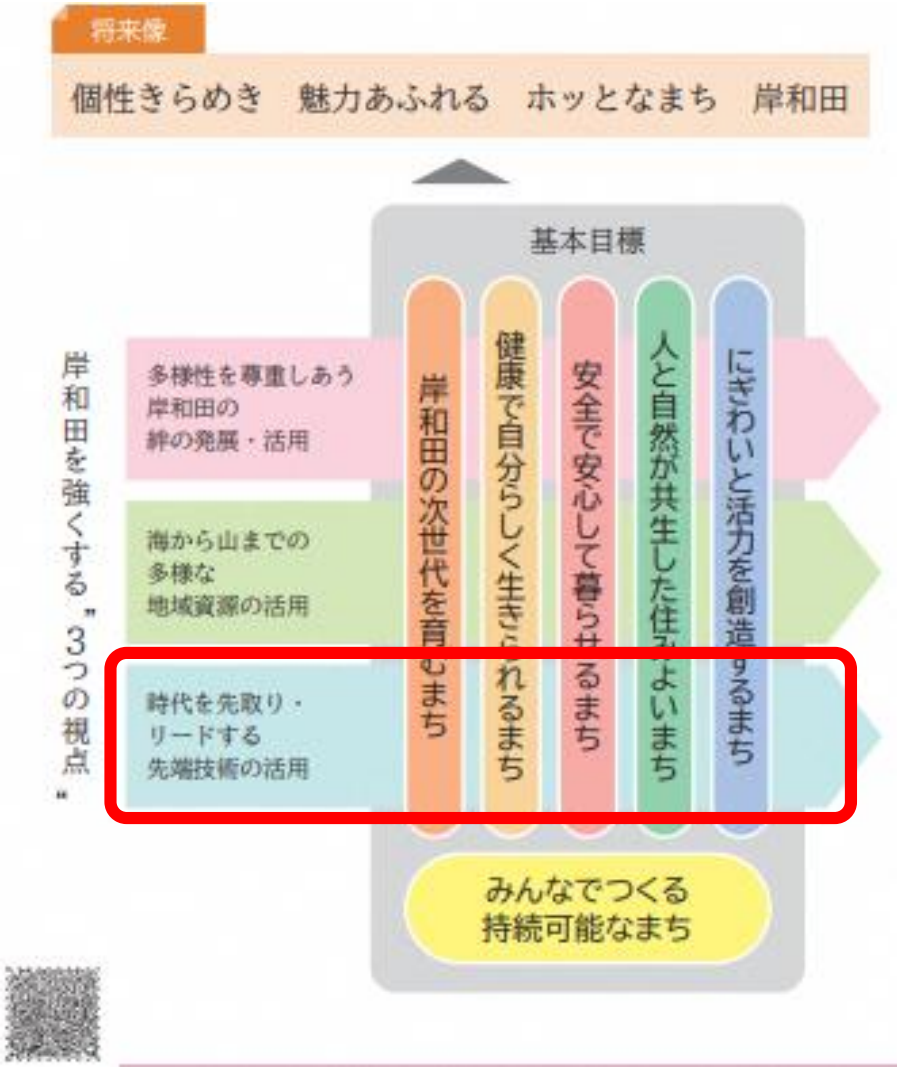

出典：将来ビジョン・岸和田

時代を先取り、リードする先端技術の活用

- ✓ ICTをはじめ先端技術を様々な分野において積極的に活用
- ✓ 時代を先取りするとともに市民の生活の利便性の向上や社会変化への柔軟な対応
- ✓ 近隣地域全体をリードするまちをめざす

本市におけるスマートシティ推進に向けた構想の策定

国が示すSociety5.0の流れ、そして、将来ビジョン・岸和田の実現をめざし、本市では令和5年度に「スマートシティ構想」を策定しました。

出典：岸和田市スマートシティ構想

構想の目的

- 市民ひとりひとりのWell-being（幸福度）の達成
  幸福度のあり方を考え、個人の幸福度の向上に資する取組
- 取組方向性の明確化
  デジタル・テクノロジーありきではない人中心の取組
- 地域・民間企業と連携したまちづくりの推進
  様々なアイデアをつなげるため、民間企業や地域の力の活用

スマートシティの取組を通して本市がめざす姿

スマートシティ構想のテーマを「“住みよい・育てよい・心地よい”市民生活」とし、市民や来訪者の利便性・幸福度を向上させ、誰もがまちに愛着を持てるような環境をめざします。

心豊かな生活が送れている

様々なサービスやデータがつながり、日常生活がさらに便利になる。デジタル活用で岸和田の歴史や文化が世界に発信される。

健康が増進している

ライフステージに応じたサービスが切れ目なく提供される。

多様な学習機会が得られている

だれでもどこでも安心して使える学びの場が整備され、地域全体の教育環境が向上する。

安全への備えができている

防災に関する情報をだれでもどこでも簡単に確認できる。

“住みよい・育てよい・心地よい” 市民生活

回遊性が向上している

移動がスムーズになるとともに、サービスの一括手配によって外出先でも快適な行動ができる。

市役所が便利になっている

いつでもどこでも行政サービス手続きができる。困ったときは、個々の状況に応じて、AIコンシェルジュや職員が対応する。

ビジネスの付加価値が向上している

ロボットやAI等の活用により省力化や生産性向上が図られる。様々なデータを活用した新たなサービスが創出される。

めざすうえで必要な視点

視点1　分野横断的つながりによる新たなサービスの創出

岸和田市におけるスマートシティ推進の目的に基づき、組織や分野を超えて有機的にアイデアを組み合わせる考え方を原則とします。

視点2　小さな挑戦で始める成長するまちづくり

スマートシティに係る取組を進めるうえでは、まずは小さな挑戦を繰り返し、トライ＆エラーの中で最適な解決策を見つけていくまちづくりを推進します。

出典：岸和田市スマートシティ構想

スマートシティの取組の重点分野

「子育て・教育」、「移動・物流」、「観光振興」「健康」、「安全・治安維持」を重点分野と定めつつ、分野を横断する視点も持ちながら、各種取組を推進していきます。

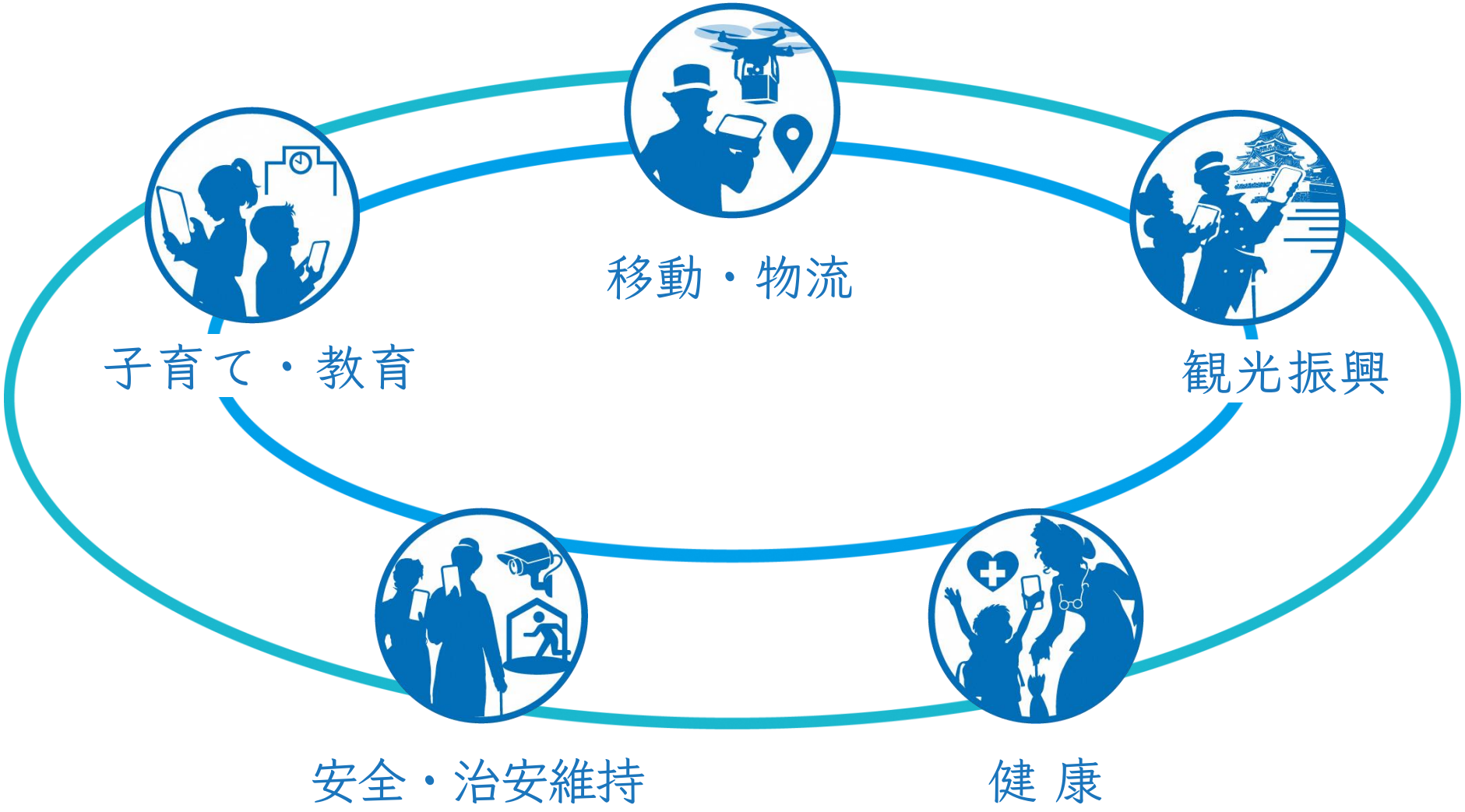

出典：岸和田市スマートシティ構想

岸和田市スマートシティ構想における推進協議会

スマートシティの推進に向けて、プロジェクト等の牽引組織としての役割を担う、産学官からなる「岸和田市スマートシティ推進協議会」を設立することで、各種施策、プロジェクトの検討・実証を進めます。

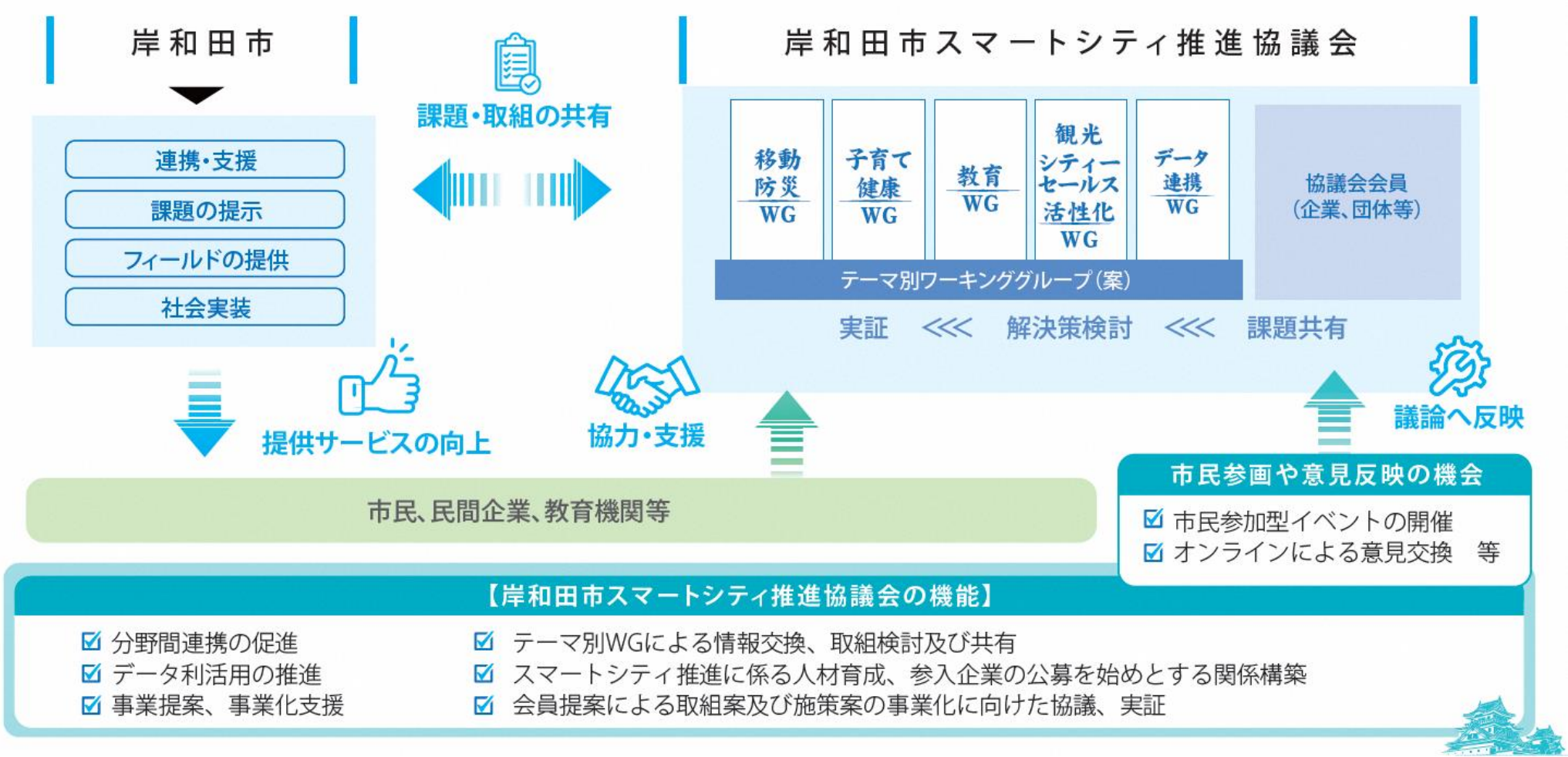

出典：岸和田市スマートシティ構想

スマートシティ構想の策定から推進協議会の設立まで

構想策定後、推進協議会設立のために準備会を発足し、本日の推進協議会の設立準備を実施してきました。本市におけるスマートシティを牽引する推進協議会を本日設立することで、具体的な事業の検討と実施を本格的に進めていきます。

市民ひとりひとりの幸せを実現しようとする「人間中心」の社会に向けて

構想策定（R6.3）

- 本市におけるまちの将来像を見据え、更なる官民連携を図りながら課題解決、市民生活向上につながる基本的な考え方及び方向性を示す**岸和田市スマートシティ構想**を**令和6年3月に策定**しました

準備会の発足（R6.6）

- 本市のスマートシティ推進を図る牽引主体の設立に向けて、**「岸和田市スマートシティ推進協議会設立準備会」**を設置し、協議会準備ともに、先行プロジェクトを実施してきました

協議会の設立（R7.3）

- 本市のスマートシティ推進を図るべく、産学官の力を地域課題解決につなげるためのプロジェクト等の牽引主体として**「岸和田市スマートシティ推進協議会」**を**本日設立**します

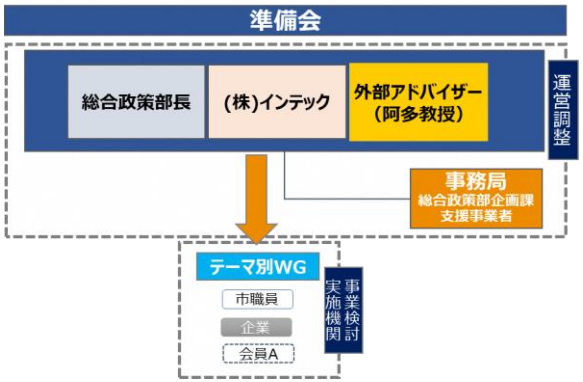

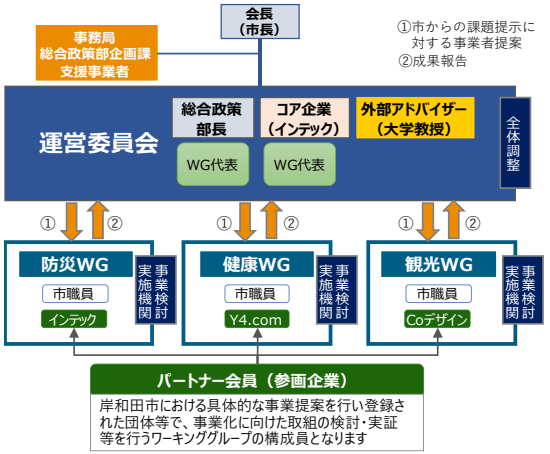

出典：岸和田市スマートシティ構想

3.【基調講演】岸和田のスマートシティに期待すること

大阪公立大学　学長補佐・大学院情報学研究科
教授　阿多 信吾 様

4. 岸和田市スマートシティ推進協議会の設立

4. 岸和田市スマートシティ推進協議会の設立

岸和田市スマートシティ推進協議会の設立趣旨について

岸和田市スマートシティ推進協議会の設立目的

- 岸和田市におけるスマートシティ構想の推進を図るため、民間企業の力を地域課題の解決につなげ、市民の生活利便性や豊かさの向上を図ることをめざし、産学官からなる岸和田市スマートシティ推進協議会を設立します。
- 産学官が連携してデータやICT等の新たな技術を活用しながら、分野横断的に岸和田市における諸課題の解決等に取り組むことにより、岸和田市の魅力を高め、持続可能な都市として機能するスマートシティを実現します。

岸和田市スマートシティ推進協議会の機能

- 分野間連携の促進
- データ利活用の推進
- 事業提案、事業化支援
- テーマ別WGによる情報交換、取組検討及び共有
- スマートシティ推進に係る人材育成、参入企業の公募を始めとする関係構築
- 会員提案による取組案及び施策案の事業化に向けた協議・実証
- 住民参画や意見反映の機会の検討

株式会社インテック

行政システム事業本部

西日本公共ソリューション部

【防災ワーキンググループ】

株式会社Y4.com

【健康ワーキンググループ】

株式会社地域創生Coデザイン研究所

【観光ワーキンググループ】

岸和田市スマートシティ推進協議会の組成について

岸和田市スマートシティ推進協議会には総会、運営委員会、テーマ別WGの3つの会議体を置き、市におけるスマートシティに係る事業を推進・牽引します。

総会

会長（市長）
総合政策部長
(株)インテック
外部アドバイザー（大学教授）
事務局 総合政策部企画課 支援事業者

全テーマ別WG
- 市職員
- パートナー会員（参画企業）

部会

運営委員会

事務局 総合政策部企画課 支援事業者
総合政策部長
(株)インテック
外部アドバイザー（大学教授）

WG代表
パートナー会員

テーマ別ワーキンググループ（WG）

防災WG
- 市職員
- パートナー会員（インテック）

健康WG
- 市職員
- パートナー会員（Y4.com）

観光WG
- 市職員
- パートナー会員（Coデザイン研究所）

開催頻度（目安）	• 年2回程度 • 必要に応じて書面開催
構成員	• 会長（市長）を筆頭に推進協議会に属する全メンバーが参加 • 庁内検討組織の部会員も参加
概要	• 基本方針、事業計画及び協議会運営に係る重要事項を審議・承認する
開催頻度（目安）	• 年4回程度 • 必要に応じて書面開催
構成員	• 総合政策部長、(株)インテック、外部アドバイザー、WG代表（テーマ別WGの代表者）により構成
概要	• 事業計画及び事業報告に関する審議、協議会の運営に係る全体調整を実施
開催頻度（目安）	• 年6回程度（定例WG） • 各WGにおける個別調整、個別協議については適宜招集のうえ実施
構成員	• 市職員及び参画企業（パートナー会員の社員）により構成
概要	• 部会員（庁内組織）及び公募企業により組成する事業検討実施機関、主に事業を推進

岸和田市スマートシティ推進協議会規約の承認

岸和田市スマートシティ推進協議会規約（別紙）の承認を行います。

審議事項

第1号議案
■岸和田市スマートシティ推進協議会の規約の承認

5. 令和6年度の活動状況
令和7年度の活動方針

令和6年度における実証実験実施報告

【防災ワーキンググループ】

株式会社インテック

×

危機管理課、IT推進課、企画課

5. 令和7年度の活動方針

令和7年度新規組成ワーキンググループ「健康WG」のご紹介

株式会社Y4.com

×

健康推進課、福祉政策課、

子育て支援課、企画課

令和7年度新規組成ワーキンググループ「観光WG」のご紹介

株式会社地域創生Coデザイン研究所

×

観光課、産業政策課、農林水産課、

交通まちづくり課、企画課

令和7年度における活動スケジュール「全体実施スケジュール(案)」

令和7年度における総会、運営委員会及び推進委員会の実施スケジュール(案)については以下の通りです。

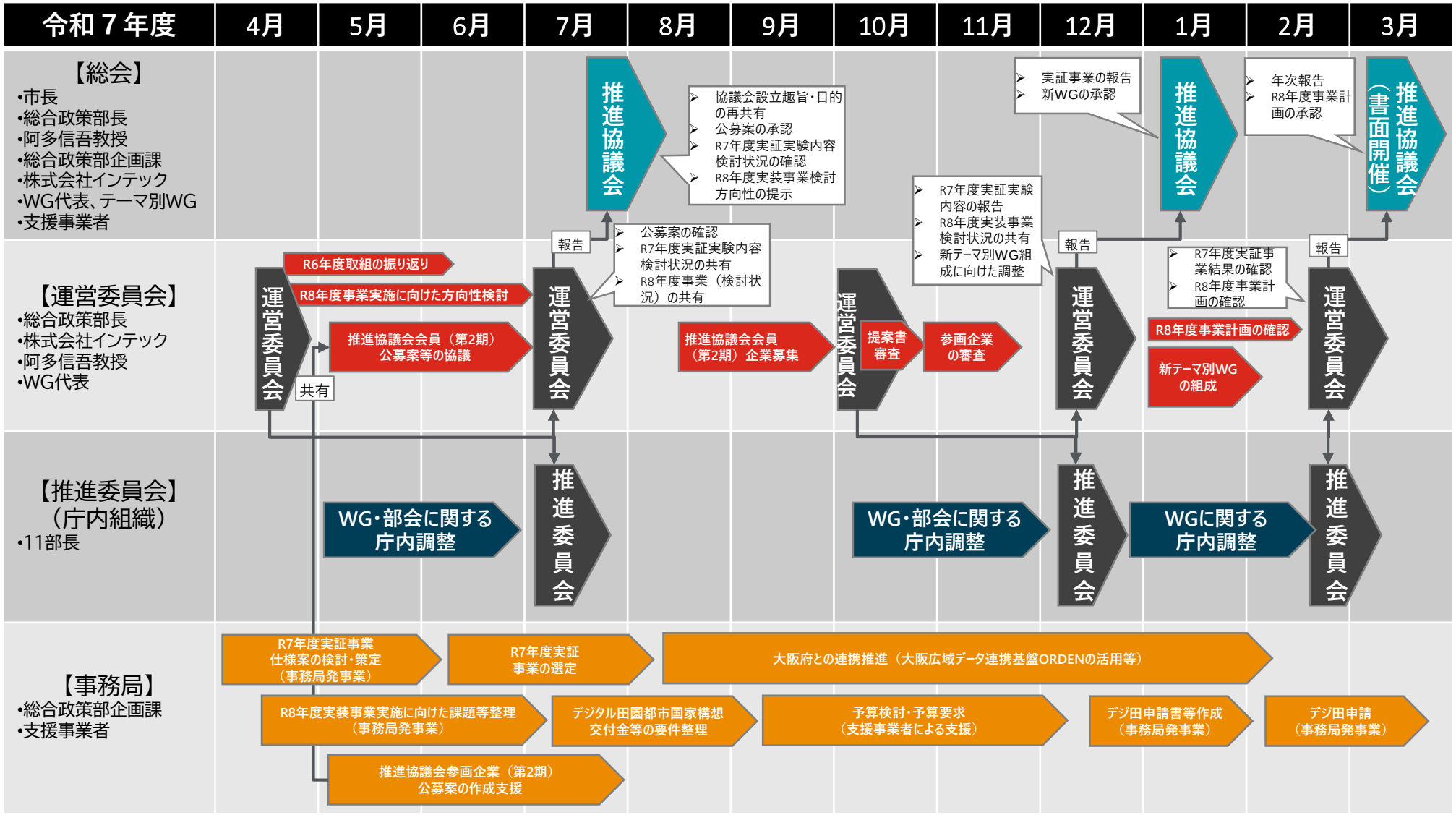

令和7年度におけるWG及び部会の実施スケジュール(案)

令和7年度のWG及び部会の実施スケジュール(案)です。実際の活動は、各WG、パートナー会員と調整のうえ進めていきます。

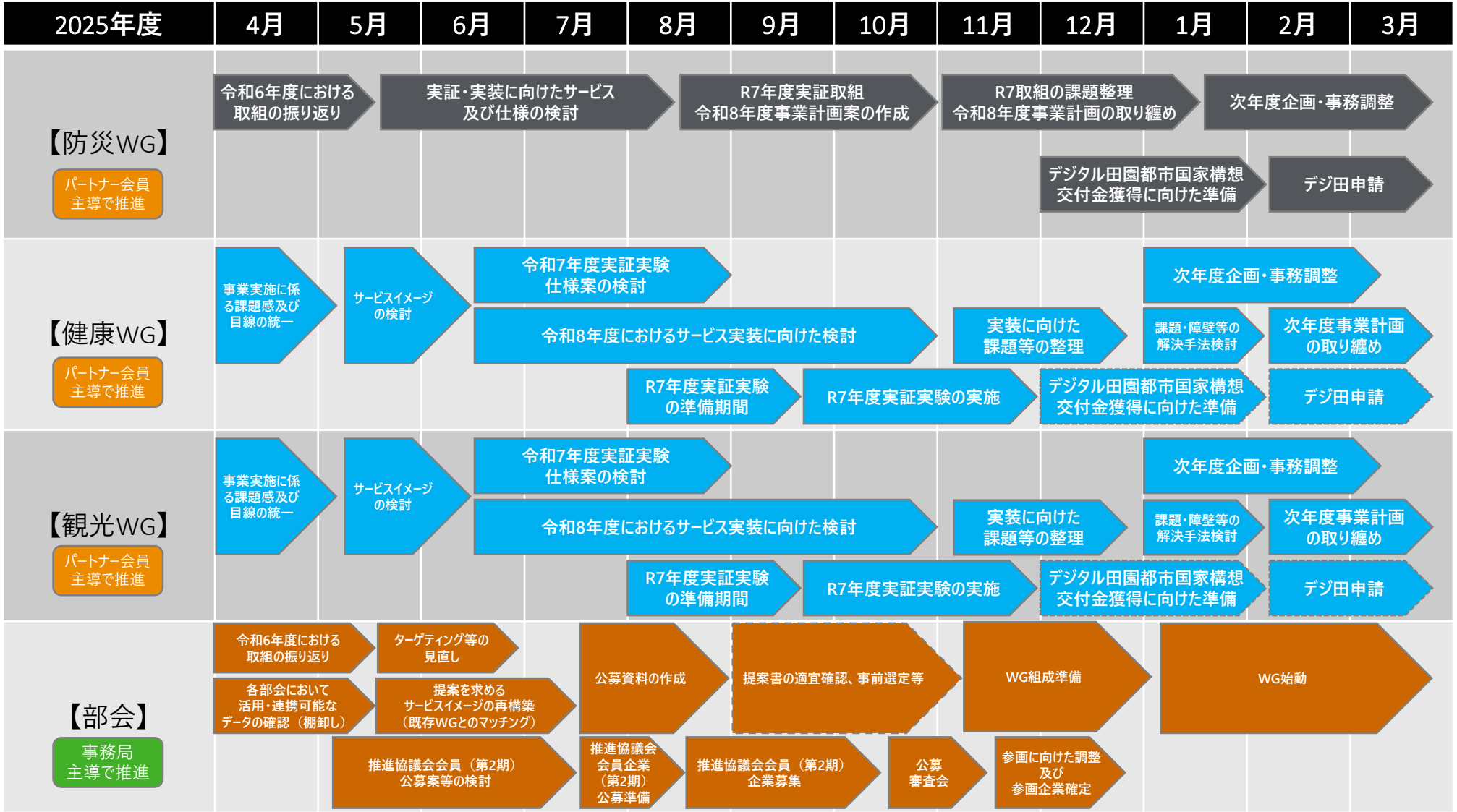

岸和田市スマートシティ推進委員会部会

岸和田市スマートシティ推進協議会の設立にあたり、ワーキングの組成に至らなかった部会は、令和7年度も継続して検討を実施する予定です。

庁内検討組織（継続）

部会

教育部会	●令和6年度における取組の振り返り ●ターゲット企業、検討方向性の調整及び一部再検討 ●提案を受けるためのサービスイメージの見直し
データ連携・利活用部会	●個別WG組成に向けたサービス及び分野横断的なサービスを検討 ●各WGにおける取組に横串をさす形で適宜参画

部会における取組初期のポイント	• 継続検討する要素及び新規検討する要素に関する整理を実施 • 企業のターゲティングに関して再確認（例：参画企業、参画検討企業に対するインタビューの実施等） • 先行事業（防災WG）及びWG組成部会の取組を参考にサービスイメージの調整を実施

令和7年度におけるパートナー会員の募集予定について

令和7年度も引き続き岸和田市スマートシティ推進協議会におけるパートナー会員を募集予定です。また、岸和田市スマートシティ推進協議会への新たな参画形態として「サポート会員」制度の検討を進めていきます。

■パートナー会員の募集について

部会（庁内検討組織）における検討

公募による提案の募集及び企業の選定

※2025年度はサポート会員の募集は行わず、パートナー企業の募集に注力します

部会 → 課題等
部会 → 課題等
部会 → 課題等
部会 → 課題等

課題等に対する事業者提案 ▶ パートナー会員の選定 ▶ パートナー会員の参画 ▶

課題解決に資するソリューション等を保有する企業の公募

WGの組成

テーマ別WG
市職員
企業（パートナー会員）

パートナー会員

岸和田市における具体的な事業提案の申請を行い登録された団体等で、事業化に向けた取組の検討・実証等を行うWGの構成員となります

■サポート会員の募集について（※令和7年度以降制度設計予定）

サポート会員

参画の申請を行い、登録された団体等で推進協議会を通した意見・情報交換等が主な役割となりますが、ゆくゆくは自社のノウハウ・ソリューション等を活用し、パートナー会員（WGの構成員）として事業関与することも可能です

6. 閉会の挨拶

岸和田市総合政策部企画課　課長　田中　浩二

岸和田市スマートシティ推進協議会規約

2025年３月５日

（名称）

第1条　本会は、「岸和田市スマートシティ推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条　協議会は、産学官が連携してデータやICT等の新たな技術を活用しながら、分野横断的に岸和田市における諸課題の解決等に取り組むことにより、岸和田市の魅力を高め、持続可能な都市として機能するスマートシティを実現することを目的とする。

（活動内容）

第3条　協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

（1）岸和田市におけるスマートシティの推進に関する事業の検討

（2）スマートシティに関する会員（第4条第1項に定義する「パートナー会員」をいう。）相互の情報交換

（3）市民、地域の団体・事業者等への普及、啓発に関すること

（4）その他、協議会の目的を達成するために必要な活動に関すること

（会員）

第4条　協議会は、第2条の目的に賛同し本規約を遵守するパートナー会員（以下、「会員」という）をもって組織する。

２　会員は、岸和田市における具体的な事業提案の申請を行い登録された団体等でワーキンググループの構成員となる。

３　協議会の会員として登録を希望するものは、別に定める手続により協議会に登録の申請を行うものとする。

４　協議会を退会しようとする会員は、別に定める手続により協議会に退会の申請を行うものとする。

５　会員が次の各号のいずれか又はすべてに該当する場合、その会員の三分の二の同意を得て、除名することができる。

（1）本規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき

（2）会員が解散又は営業を停止したとき

（3）暴力団等反社会勢力と関係があることが判明したとき

（4）協議会の運営にあたって重大な支障が生じるなど正当な事由があると認められたとき

（運営委員会委員）

第5条 協議会に、若干名の運営委員会委員を置く。
2 運営委員会委員は、総合政策部長、株式会社インテック、外部アドバイザー、ワーキンググループの構成員より選任された代表者で構成される。
3 運営委員会委員は、協議会の業務における会員間の意見を集約し総合的な方針の検討及び決定を行う。

（総会）
第6条 協議会に総会を置く。
2 総会は、会長、事務局、運営委員会及びワーキンググループをもって構成し、年2回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。また、本市における庁内組織である岸和田市スマートシティ推進委員会部会に属する部会員も総会に出席するものとする。
3 会長は市長が務めることとし、総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。なお、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
4 総会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
5 総会の議事は、出席した会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該会員は、総会に出席したものとみなす。

（総会の決議）
第7条 総会は次に掲げる事項を審議し、承認する。
（1）基本方針の決定
（2）規約の制定及び改廃に関すること
（3）事業計画及び事業報告に関すること
（4）運営委員会委員の選出に関すること
（5）その他、協議会の運営にかかる重要事項に関すること

（運営委員会）
第8条 協議会に運営委員会を置く。
2 運営委員会は、運営委員会委員の過半数の出席（委任を含む）により成立し、その議事は、出席者の過半数をもって決する。
3 運営委員会は、必要に応じて、書面又は電子メール等により開催することができる。
4 運営委員会においては、次の事項について審議し、決定する。
（1）協議会の運営方針及び運営に関すること

（2）総会に付議する事業計画及び事業報告に関すること
（3）新たに協議会に入会しようとする者の承認に関すること
（4）ワーキンググループの設立・承認等に関すること

（委任）
第9条　会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の会員に議決権の行使を委任することができる。委任状を提出した者は、総会に出席したものとみなす。

（ワーキンググループ）
第10条　第3条における活動内容の具体化を図るため、協議会にテーマ別のワーキンググループを置くことができる。ワーキンググループは庁内組織である部会における検討内容及び課題提示に対する公募事業者（会員の登録申請者）からの提案を経たうえで、部会員及び公募事業者を構成員として組成するものとする。
2　各ワーキンググループの運営に必要な事項については、各ワーキンググループで協議し決定するものとする。
3　ワーキンググループにおける活動の進捗状況等を総会及び運営委員会にて報告するものとする。
4　ワーキンググループの構成員のうち、代表者を運営委員（運営委員会委員）として選任する。
5　その他ワーキンググループに関し必要な事項は、運営委員会において別に定める。

（事務局）
第11条　協議会の事務を処理するため、岸和田市総合政策部企画課内に事務局を置く。

（事業年度）
第12条　協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、初年度においては、協議会設立日から令和8年3月末日とする。

（秘密保持）
第13条　会員は協議会を通じて知り得た情報のうち、次に掲げる情報について、その取扱いを厳重に行い第三者に漏洩してはならない。なお退会以降も本条は有効とする。
（1）会員が保有する個人情報
（2）会員の営業上または技術上の情報で開示時に秘密として指定したもの
（3）その他開示者が秘密情報として指定したもの
（4）運営委員会が指定する情報
2　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれないものとする。

（1）公表済みである情報または開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
（2）他の会員の承諾が得られた情報
（3）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
（4）相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に入手または創出した情報

3 会員は、総会、運営委員会及びワーキンググループに提供する資料のうち、秘密の保持が必要な情報については、その旨を資料に明記するなどの対策を講じなければならない。

4 その他情報の取扱いについては、運営委員会に諮って定める。

（知的財産権）

第14条 協議会の活動に関連した知的財産権等（著作権、特許権等）については、次のとおり定める。
（1）会員が協議会の活動に関連して、資料、情報等を提供した場合においても、当該資料または情報等に係る知的財産権等（著作権、特許権等）は当該会員に保留され、他の会員に譲渡又は利用許諾されるものではない
（2）協議会での活動で生ずる知的財産権等の帰属については、別途協議会、参加会員間で協議し書面をもって明確にする
（3）新たに知的財産権等に関する出願等を行う場合は、協議会に報告の上、別途協議を行う

（規約の変更）

第15条 本規約は、総会の決議により改正することができる。

（解散）

第16条 協議会は、総会の決議により解散することができる。

（雑則）

第17条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は、令和７年３月５日から施行する。